

## 久留米工業高等専門学校基金規則

令和元年11月20日制定

(趣旨)

第1条 久留米工業高等専門学校寄附金取扱規則第11条の規定に基づき、寄附金の受け入れ先が学校全体又は、受入先が特定されていないものについて、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 久留米工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、基金を設置する。

(目的)

第3条 基金は、本校の教育・研究活動、地域社会への貢献、国際交流推進、教育環境整備等の活性化を支援することを目的とする。

(原資)

第4条 基金は、前条の目的に賛同する者より受け入れた寄附を原資とする。

(事業)

第5条 基金は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究の推進等支援
- (2) 学生への奨学等支援
- (3) 産学連携・地域貢献の支援
- (4) 国際交流活動等の支援
- (5) キャンパスの施設・設備・環境の整備並びに美化の支援
- (6) その他基金の目的達成に必要な支援

(運営委員会)

第6条 基金は、前条に定める事業の実施、運用等に関する事項を審議するため、久留米工業高等専門学校基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 専攻科主事
- (6) 企画主事
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長
- (9) 学生課長
- (10) その他校長が必要と認めた者

- 2 委員会に委員長を置き、校長をもって充て委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 基金の受入れに関すること
  - (2) 基金の使途に関すること
  - (3) その他基金の運用に関すること(基金の管理)

第7条 基金の管理は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び久留米工業高等専門学校寄附金取扱規則により取扱うものとする。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和元年11月20日から施行する。